

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第6号

平成24年鳥取県内水面漁場管理委員会告示第2号（コイの持出し等を禁止する水域の範囲について）の一部を次のように改正する。

平成24年10月12日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 仲 曾 真 由 美

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
1 略	1 略
<u>2 天神川水系のうち次に掲げる水域</u>	
<u>(1) 倉吉市上余戸の郡山大口堰より下流の天神川本流</u>	
<u>(2) 倉吉市巖城の巖城堰より下流の小鴨川</u>	
<u>(3) 倉吉市八幡町の小鴨川から取水する鉢屋川及び玉川並びにそれらに接続する全ての用水路</u>	
<u>(4) 倉吉市上井の羽合堰から取水する羽合用水及びそれに接続する全ての用水路</u>	
3 略	<u>2</u> 略
<u>4 1 から 3 まで以外の水系のうち次に掲げる水域</u>	<u>3 1 及び 2 以外の水系のうち次に掲げる水域</u>
(1)～(17) 略	(1)～(17) 略
<u>(18) 東郷池及び橋津川</u>	